

阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市教育委員会（以下「委員会」という。）が阪南市都市公園条例（昭和49年阪南町条例第36号）を受け、設置された阪南市鳥取池緑地桜の園（以下「桜の園」という。）の管理・運営の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 桜の園を次の各号に掲げる行為をもって使用する者については、あらかじめ委員会に阪南市鳥取池緑地桜の園使用許可申請書（様式第1号）を提出し、許可を受けなければならない。

- (1) テント等を設置する場合
- (2) 火気を使用する場合
- (3) 業として写真又は映画等を撮影する場合
- (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため、桜の園全部又は一部を利用する場合

2 委員会は、使用を許可するときは、阪南市鳥取池緑地桜の園使用許可書（様式第2号）を交付する。

3 委員会は、前項の使用を許可する場合において、必要と認めるときは、条件を付けることができる。

(使用期間)

第3条 前条第1項の規定により桜の園を使用することのできる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までは、この限りではない。

(使用料)

第4条 桜の園の使用料は、無料とする。

(行為の禁止)

第5条 桜の園を利用する全ての者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 桜の園内の建造物、樹木その他の施設又は備品（以下「施設等」という。）を破損し、または汚損すること。
- (2) 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (4) ごみその他の汚物又は廃物を捨てること。
- (5) 立入禁止場所に立ち入ること。
- (6) 物品の販売又は貸付その他営利目的とする行為をすること。

- (7) 許可無く張り紙、ビラの配布等を行うこと。
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為を行うこと。

(許可の取消及び使用の制限)

第6条 委員会は、次の各号の一に該当する場合、使用許可の取消、桜の園内への立入禁止、桜の園外への退去その他の必要な措置を行うことができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為をした場合
- (2) 天災地変等により緊急やむ得ない場合
- (3) 伝染性の疾患があると明らかに認められる場合
- (4) 委員会の指示に従わない場合

2 委員会は、利用者に対し管理上必要な指示を行うことができる。

3 第1項の規定による許可の変更又は取消により、利用者に損害を及ぼすことがあっても、委員会は責任を負わない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、桜の園内の施設等を汚損、破壊又は滅失した場合及び付近山林を汚損、破壊又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、桜の園の管理、運営その他必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。